哲學研究　第三百七十六號

我が國上代に於ける家族道德思想の研究（承前）

――家族名稱を手懸りとせる――

木村俊夫

第二節　同胞間に於ける名稱

一　エとオト

記紀に見える兄比賣・弟比賣、兄君・弟君或は兄宇迦斯・弟宇迦斯等の固有名に於ける兄・弟の字は、從來、兄弟關係或は姉妹關係に於ける長幼の別を示し、之から轉じて同類とか仲間の間に於ける年齡とか勢力の大小を表し、且つそれはエ、オトと言ひ別けられて居た、といふ事になつて居て、之を疑ふ者は殆んどない狀態である。然し今、上代に於て斯る意味に用ゐられたところのエ・オトといふ語が果して存在してゐたか否か、また兄・弟の字をエ・オトと訓んでゐたか否か、といふ問ひを出すならば、之に答へるのに相當の困難があるのである。

先づ兄の字をエと發音したといふことの確かな證據は記紀は勿論、奈良朝時代の文獻の中に見出すことは容易でない。然し之より稍下つた平安朝時代に成立した倭名鈔にその例が唯一つある。卽ち伊勢國飯野郡の「兄國」なる地名を「江久爾」と讀ませてゐるのがそれである。之から類推して、奈良朝時代の文獻に見える兄の字をエと讀むことは先づ許されるであらう。然し之は地名であるから、此のエといふ語が果して兄とか、年長者とかの意味で用ゐられてゐたのか否かは分らない。まして奈良朝時代にさう云ふ意味でのエと云ふ言葉が果して存在してゐたかどうかは分らないのである。然らば斯る意味でのエといふ言葉は終に奈良朝時代には存しなかつたのであるか。……と言ふとさうでもないのである。それは古事記に神武天皇の御詠として載せられて居る

賀都賀都母。伊夜佐岐陁立流　延袁斯麻加牟。

の延である。此の延は從來可美、可愛のエと解釋されてゐたが、[註一] 相磯貞三氏は此等の說に反對して兄とか年長者とかの意のエであるとされてゐる。[註二] 成程右塚龍麿の分類によれば延と愛は系統が別（今日では一般に前者を乙類、後者を甲類として居る）であるから、此の文字そのものの意味から推量して、延の字は延長――年上――[註三]――兄の意味のエ、愛は可愛の意味のエとして、從來の解釋を否定するのならば、その試みは一應承認されてもよい。然し相磯氏の立論の根據は「年長の女性を娶るといふ古俗」に在るのであつて、之は木花之佐久夜毗賣の姉石長比賣の例もあり、斯る「古俗」の存在せしことに對しては必ずしも信を置くことは出來ない。從つて斯る「古俗」にのみ基いて立論するのであれば、氏の「延」に對する解釋も亦信賴出來ない。又右の「推量」と雖も單なる臆測に過ぎない。

我々は「延」に於いて手懸りを求めようとしたが極めて困難を覺えた。そこで古事記に於ける國生みの條の

阿那邇夜志愛上袁登古袁。此十字以下效レ此。音。

は如何であらうか、之を手懸りとして考へて見たい。此の「愛」について宣長は

書紀ノ一書に可愛と作て、此レヲ云レ袁と見え、本書には可美、又一書には善とあり、是等の字にて其意顯なり、……又朝倉ノ宮ノ段の大御歌に、吉野を延斯怒と讃せ賜ひ、……善けむを曳鄕武とある、又住吉、日吉の類古へ余伎を延と言ふこと多し、

と述べてゐる。即ち之より判斷すれば先の「延」の意味は從來の解釋でよく、又可愛の意味を持つエは本來也行のエで、乙類に屬する字、たとへば延の如きを以て表はさるべきだといふことになる。[註四] して見ると記に於ける「愛」はその意味から言へは當然乙類即ち延の字の如きを以てすべきところである。それを却つて甲類に屬する字を以てしてゐるのは何故であるか。又それは如何なる意味を含ませて用ゐてゐるのであらうか。割註には「此十字以レ音」とある。即ち我々は「愛」の字の本來有する意義を全く度外視して、單なる發音符號として考へねばならぬわけである。此の

場合さうしなければ誠に扱ひ辛いのである。

さうなると先の延を可美、可愛の意とするの說は再び顧られねばならぬのである。即ち延の解釋に關して、舊說と新說[註五]が一應對立することになるのである。そこで最後の切札として同じく古事記國生みの條の

次生二伊豫之二名嶋一。此嶋者身而有二面四一。每レ面有レ名。故伊豫國謂二愛比賣一。此三字以レ音下效此也。讚岐國謂二飯依比古一。粟國謂二大宜都比賣一。此四字以レ音　土佐國謂二建依別一

の愛比賣を手懸りとして考察してみよう。

先づ斷つておかねばならぬことは次の事である。即ち此の愛の字も、その直ぐ下の割註が示して居る樣に單に、音を表はしたものに過ぎない。さて、此の場合のエを如何に解釋するか、といふことが問題なのであるが、之に關して宣長は、

此國は女子の始メの意にて、見比賣か、……又伊豫を元よりの大名[註六]にしし見れば、彼ノ大御歌の如く、彌二並宜島々の意にて、愛は宜き意か、……

と恰も先に延を廻つて二つの說が對立する如く、二つの意見を提出してゐる。そして此の二つの意見はそれ〴〵に根據を持つてゐる。然らば一體、此の對立する二つの見解を如何に處理すべきか。

註一　記傳一〇三八頁、次田潤「古事記新講」二九五―六頁參照。

註二　「記紀歌謠新解」八四頁。

註三　石塚龍麿「假名遣奥山路」（日本古典全集本による）並に橋本進吉「國語音韻の變遷」（「國語と國文學」十五ノ十）參照。

註四　此の問題に關して、鴻巢盛廣氏は「阿行也行のエの區別を疑ふ」（「國語と國文學」五ノ二・四）なる研究の中で次の樣なことを述べて居られる。「古事記では、也行のエを阿行の字音を以て記したわけで洵にをかしいことである」（二ノ三五頁）。

註五　「倭名鈔」では見を江と發音してゐるが、此の江は延と同類であることからして、延を相磯氏の如く解釋することは、假名

遣ひの上から言つても一應の支持は受ける。然し倭名鈔は平安朝時代の所産であるから、兄を江としたといふことに嚴密な意味が伴つてゐたとは必ずしも言へない。それは「倭名鈔」より早く成立した「字鏡」に於てさへ既に阿行のエの區別が嚴密を缺いてゐること、鴻巣氏が指摘して居られる如くである。

註六 山田孝雄氏は此の問題に就ては、「兄の意であるか、宜しい意であるか、決定出來ない」（「古事記上卷講義」一・二一三―四頁）と言つてゐられる。宣長が愛比賣を「……兄比賣（えひめ）か」とするに際して「此國は女子の始メの意にて……」と言つてゐるが、之は恐らく愛比賣の名が筆頭に記されて居ることに基いたものであらう。成程此の着眼も好い。が、私見を以てすれば、更に之に加へて、初め一國の名であつたものがやがて全體を總括する名、即ち宣長の所謂「大名」になつた、といふことに着眼すべきであつた。（尤も宣長は斯る見方を決して知らなかつたのではない。それは彼自身「國號考」の中で「夜麻登（やまと）は一國の名なるが、天の下の大號にもなり、……そは筑紫（つくし）といふも伊豫（いよ）といふも、一國の名なるを、九國四國の大名にもして、筑紫淵（つくしのしま）伊豫之二名洲（いよのふたなのしま）などいへる例に同じと述べてゐる通りである。」然るに宣長は記傳ではこゝでは此の伊豫を却つて「元（もと）よりの大名」と見たりしてゐるが、斯る見方の誤りであることは言ふ迄もない。

右の問題を考察するに先立ち、次にオトに就て考察を進めよう。

其弟王二柱者。因二其凶醜一。返二送本上一。於レ是圓野比賣慚二言下同兄弟之中一。以二姿醜一被レ還之事。聞レ於二隣里一。是甚慚上而。到二山代國之相樂一時。取二懸樹枝一而欲レ死。故号二其地一謂二懸木一。今云二相樂一。又到二弟國一之時。遂墜二峻淵一而死。故號二其地一謂二墮國一。今云二弟國一也。

右は古事記の文章であるが、書紀の方にも之と全く同じ記事がある。之に從へば、「今言二弟國一」のは墮國の訛つたものだと言ふのである。和名鈔を見ると山城國に「乙訓」といふ所があるが、之を「於止久」と讀ませてゐる。多分久の字の下に爾といふ樣な字が脱ちてゐるのであらう。また乙訓は記紀に記載の弟國のことであらう。なほ肥前國風土記（松浦郡）を見れば弟日姫子を歌つた

志努波羅能　意登比賣能古袁　佐比登由母　爲禰弖牟志太夜　伊幣爾久太佐牟

と言ふ歌があるが、之なども弟の字をオトと讀んだことの好い證據であらう。

ところで嚴密に言へば、弟の字をオトと發音したことがあつたからと云つて、オトの語が果して弟とか年少者とかを意味する言葉であつたとはいへない。（兄比賣・弟比賣といふ例があつても、その弟を必ずオトと讀んだかどうかは未だ分らないのである。否それこそ、本項に於て究明せんとしてゐる所の問題である。）否、今の場合オトといふ言葉さへ果して存在したか否かを疑つてかゝつてゐるのである。我々は此のオトといふ言葉の確かに存在したと言ふことを證明せねばならぬ。

古事記によれば阿治志貴高日子根神の伊呂妹高比賣命の歌として

阿米那流夜。淤登多那婆多能。[註二]宇那賀世流。多麻能美須麻流。美須麻流邇。阿那陁麻波夜。……

とある。此のオトに於て宣長は、

……さて季子は、父母に殊に愛まるゝ物なる故に、それより轉りて、必ゝしも季子たらねども、賞愛まるゝ意にて、たべて美女などをも、淤登某とぞ云けむ、此も然なり、……

と述べてゐるが、之に對して雅澄は、

……さて人の季子は、殊更に父母に親愛るゝから於登兄と言より、後に兄弟の弟を、稱ことには定れるなるべし、……

と言ひ、[註三]更に宣長の說を批判して「本末とりたがへたる說なるべし」と述べてゐる。[註四]

然し今兩者の立論の根據を探索するに、兩者共に同一の材料、卽ち催馬樂の我門の

我名を知まく欲からば云々、あやめの郡の大領のまたむすめといへ、おとむすめといへ

の「またむすめ」と「おとむすめ」との對照、或は葦垣の

とゞろける此ノ家のおとよめ

の「とどろける」理由に對する推測等に基いてゐるのであつて、其の間兩者の間に對立を齎すべき何等の變つた材料もない。從つて、此の問題に關する限り、兩者は同一の事態を各々異つた半面から始めて捉へようとして居るのである。卽ち語の發生の上から言つて、何れの意味を先に擠つて生れたのであるか知る由もないが、當時に於ては此の一つの語が右の如き二つの意味を同時に含み、後世から見るとその內の何れの意味で用ゐてゐるか見分け難いような、[註五] さういふ使用法の下に置かれてゐた、のではあるまいか。さういふ例としては右の外に猶、古事記に弟橘比賣命、（景行天皇の條）弟財郎女（同上）、書紀に弟日僕（顯宗天皇卽位前紀）等がある。但し和名鈔に、

婦婦　爾雅云。長婦謂ニ稚婦一爲ニ婦婦一……止與女　和名於

とあるのは、オトの語が長に對する稚、卽ち年長者に對する年少者を意味しつゝ用ゐられたといふ事の積極的な證據となるであらう。

註一　……故號ニ其地一謂ニ隍國一。今謂ニ弟國一誤也。垂仁紀十五年。

註二　書紀には乙登多那波多（神代・下）とある。

註三　鹿持雅澄「萬葉集古義」二卷之上、四五七頁。

註四　同右四五八頁。

註五　宣長と雅澄の說が對立する所以である。

以上見て來たところによれば、成程エとかオトとかいふ言葉は確に存在した。然しそのエ・オトの語が愛賞の意のみを表す語か、或は兄（年長者）とか弟（季子）とかのみを表す語か、に就てはそれぞれ同じ位の確かさを持つた二つの說が提供されてゐるのである。ところで、一般的に言つて、親愛・尊敬・賞美等の意を表す言葉がまた人倫的名稱にもなるのであるから、[註一] 但し此の場合二つの意味の發生の先後は問はない、今の場合、一見折衷說に見えるが、エ

・オトたる語に對して提出されてゐる二つの意味内容は全然別系統のものでなく、却つて内面的な緊密な聯關を持つものとして、一つの言葉の中に包み込まれてゐる、と考へなければならぬ、と思ふのである。即ち強いて言へばエ・オトの語を以て兄・弟を指して用ゐる、その意識は兄・弟に對して深い愛情を持つ意識であつたらう。こゝに當時の人々の兄觀・弟觀とも云ふべきものが窺へるであらう。

兄・弟を意味するエ・オトの言葉は確かに存在した。そして兄をエ・弟をオトと發音したことのあるのも確かである。然らばこゝに改めて兄君・弟君の字をエキミ・オトキミと訓んでも先づ差支へない。兄比賣・弟比賣はエヒメ・オトヒメと訓んでも先づよい。こゝに「先づ」と言つたのは、弟の字は殆んどオトと訓まれてゐても、兄の字は時にセと訓まれてゐることがあるから[註二]、兄・弟を或はセ・オトと訓んだかも知れない、といふ疑問があるからである。そこでエ・オトの語が唯語としても他の語を以て代置するを許さない様な、緊密な對をなすものであるといふ事が證明されねばならない。

書紀に於ては既に紀年に干支を用ゐて居り、また確實なところでは平安朝の初期には既に十干の甲乙丙丁……等を五行の木・火・土・金・水に振當てゝ、例へば「キノエ・キノト」「カノエ・カノト」……と言ふ様にエ・トを一對の語として呼んでゐた證據があるのである[註三]。今日では普通に「干支」のことを「エト」と言ふが[註四]、此の「エト」といふ一つの名詞が成立したのは果して何時頃か詳かにすることは出來ないが、然し十干の讀方に於てはエとトの音は一對をなしてゐる。ところで先の弟を意味するオトはまた伊呂杼の例[註五]によつて示されるが如くトが語幹である。……とすると少し時代を溯らせて、先の兄・弟を意味するエ・オトの語も確かに一對をなしたものと斷定してよい。

註一　白鳥庫吉「國語に於ける敬稱語の原義に就いて」（「史學雜誌」十七ノ四・二・一二）參照。

註二　仁賢紀六年の割註に言二於母亦兄、於吾亦兄一云、於菜尼菜是、阿例尼菜是。とある。但し此の場合のセは貴は夫の意味に用ゐられてゐる。また萬葉の言不問不尙妹與兄有云乎前獨子爲有之苦者（一〇〇七）の兄は女同胞（妹）に對する男同胞の意でセ

と訓んでゐる。弟の字でさへ、丹生乃河瀬者不渡而由久遊久登戀痛吾弟乞通來編（一三〇）の如くセと訓んでゐる。しかも此の場合のセは正に弟の意なのである。

註三　「國歌大觀」所收の「兼輔（一五三七―九三）集物名歌」（一六三〇九―一六三一七の歌題）參照。

註四　「干支」のことを「エト」と云ふと、如何にも干をエ、支をトと訓んでゐる樣であるが干だけで、否干をのみをエトと訓むべきなのである。何故なら干は十干（卽ち甲・乙・丙・丁……）、支は十二支（卽ち子・丑・寅……）のことであるから。

註五　古事記安寧天皇の條參照。猶之に關して宣長の說（記傳一〇三二―三頁）參照。

註六　本論の方では、平安朝に於ける語法から、奈良朝のそれを推論したのであるが、今逆に奈良朝に於いて既に斯る語法が確立してゐたとすれば、キノエ・キノト等の語は五行（卽ち木・火・土・金・水）の「木」に振當てられた「甲」・「乙」を「木の兄」「木の弟」と見立てたものである、と言ふ解釋が成立する。事實、伴信友が「はやくよりいひきたれる……」（伴信友「比古婆衣」全集第四二八頁參照）といふ、「十干の甲乙などをキノエ・キノトなど唱ふは、木の兄・木の弟の義なり」といふ說は、正に右の立場に立つたものである。

備考　干支に就いて

書紀に於ては、干支の字を同胞の意味に用ゐてゐる箇處がある。卽ち仁德天皇紀四十年三月の條、並に舒明天皇前紀に「干支之義」といふ文字がある。（但し仁德紀の分は前田家本には「友干之義」とある由。）諸本大體之をコノカミオトトノコトワリと訓むことに一致してゐる。（但し通釋は舒明紀の分を「コノカミオトト」と訓るは非なり。ヤカラと訓へしとしてゐる。）然し干支の字は秀根（河村「書紀集解」三一頁）が、「晉書藝術傳戴詳曰干爲レ君支爲レ臣據レ此考レ之借二兄弟一稱二干支一耳末レ詳レ所レ出」と指摘してゐる樣に、もともと支那に於ては「君臣」の義に用ゐられる事はあつても同胞の意に用ゐられる事はなかつたらしい。從つて、此の字を同胞の義に用ゐたのは日本人の發明であると言はざるを得ない。通釋は「干支とは幹支の省文なるべし。幹は本幹。支は支葉の義にて、親族に配當せるなり」（第三、二一六三頁）と述べてゐるが、彼がそこに「親族」と言つて居るのは「コノカミオトト」（二一六二頁、訓）の事である。然し之は些かをかしい。彼の所謂「本幹」たる幹を君或

は親とし、「技葉」たる技を臣或は子同胞などするならば分るが、之を兄・弟、とするのは分らない。本幹と技葉とは謂はゞ次元が違ふのである。ところが、同胞はその出生先後の別こそあれ、連枝（辭源には「謂兄弟也。言兄弟如木之連枝。同出於一本」とあるを參照）の語の示す通り、次元が同じである。通釋の解釋は意味をなさぬと同時に、干支の字を同胞の意にして用ゐた日本書紀の編者達は右の道理を看過したものと言はざるを得ない。また左の如く干支の字を同胞の意に解し、コノカミオトト等と訓んでゐることと、曆法で言ふ干支をエトとも呼ぶこととを、（或る場合にはエは兄、トは弟を意味するといふことを媒介として）結びつけて考へる向きがないではない。（「大言海」參照。）然しさういふ考へ方は、てうど通釋が犯したと同樣、人倫的な次元を見察して居ると同時に、曆法で言ふエトの内容はその實干卽ち十干のことであつて、支卽ち十二支にはもともと係りない、といふことをも見逃してゐるのである。

然らば卽ち兄君・弟君（雄略紀七年）或は兄比賣・弟比賣の如く、兄・弟の字が對偶をなしてゐる樣な固有名詞に於ては、此の兄・弟の字は必ずエ（兄・年長者）・オト（弟・年少者）と訓むべきであり、右の外、猶

兄字迦斯・弟字迦斯（記、神武の條　書紀では兄猾・弟猾）
兄師木・弟師木（記、神武の條　書紀では兄磯城・弟磯城）
兄比賣・弟比賣（景行紀）
押黑之兄日子王・押黑之弟日子王（景行記）
兄倉下・弟倉下（神武卽位前紀）
兄夷守・弟夷守（景行紀十八年）
兄熊・弟熊（景行紀十八年）
兄媛・弟媛（應神紀三十七年）

等の例があるが、何れもエ・オトと訓むべきものであらう。

なほ、右の兄比賣・弟比賣に關する宣長の精細な考證[註一]によれば、

比婆須比賣ノ命は、……兄比賣……次に弟比賣とあるは……一柱の名には非ず、沼羽田入毘賣と、阿邪美入毘賣とを併せて申せる稱なり、……又圓野比賣をもこめて、三柱を弟比賣とせるものなり

とある。此の說に從へば、弟は必ずしも「季子」のみを意味せず、今日普通に云ふ弟或は妹と同じ意味に用ゐられたと言つてよい。

さて右に揭げた諸例は、兄比賣・弟比賣の如き特殊な例を除いて、皆長幼二人關係を示すものであるが、文字通りに受け取れば、[註二]斯る長幼關係はそれ〴〵同性同胞に於てのみ見られ、異性同胞の場合には見ることが出來ない。即ち兄弟關係或は姉妹關係を示すものは一つもない。しかも兄・弟の言葉並に文字は兄弟關係に於てのみならず姉妹關係に於ても用ゐられてゐる。即ち男女兩性に於て共通して用ゐられるのである。

ところで右の例は總て固有名詞に於けるその用法を示すに過ぎない。そこで普通名詞としての用例を見る必要がある。今古事記・日本書紀に於ける同胞關係を示す文字の使用法を表示すれば次の通りである。

	古事紀	日本書紀
男の側から言ふ	兄弟姉妹	兄弟
	兄弟	兄弟
	十七箇所以上 十三箇所以上	十五箇所以上 十五箇所以上
女の側から言ふ	兄弟姉妹	兄弟兄弟
	兄弟	兄弟
	一箇所 三箇所 十四箇所	二箇所（但し內一箇所言二……兄……一此云二……是……一） 一箇所（仁賢紀六年の割註）とある 四箇所 十四箇所以上

卽ち右の表によつて見ても、前述せる所と同樣兄弟の字は兄弟關係に於ても亦姉妹關係に於ても共に用ゐられてゐるが、男がその姉妹を言ふ時には一つも用ゐられて居らず、また女が兄弟を言ふときにも殆んど用ゐられてゐない。次にその實例を數種擧げておかう。

神沼河耳命曰。共兄神八井耳命。……爾神八井耳命讓二弟建沼河耳命一曰。……（古事記、神武天皇の條）

二皇子於是被レ命。淨沐而新潔。各得レ夢也。會明。兄豐城命以二夢辭一奏二于天皇一曰。……弟活目尊以二夢辭一奏言。……則天皇相夢。謂二二子一曰。兄則……。弟是……。（崇神紀四十八年）

沙本毘賣之兄沙本毘古王問 共伊呂妹一曰。孰二愛夫與一。兄歟、（垂仁記）

皇后母兄狹穗彥王……語之曰。汝孰二愛兄與一夫焉。（垂仁紀四年）

天照大神……驚曰。吾弟之來豈……。（神代紀上）

故此王有二二女。兄。蠅伊呂泥。……弟名。蠅伊呂杼也。（古、安寧）

熊襲梟師有二二女。兄曰二市乾鹿文一。……弟曰二市鹿文一。（景行紀十二年）

さて右の諸例にも見える如く、斯る用法に於ける兄・弟の字は必ずしもエ・オトとは訓まれてゐない。然し、イロセとかイロネ等の語に對してはそれ〳〵伊呂勢（古、神）、伊呂兄（古、神武）、伊呂泥（古、安寧）等の字が既にあり、イロトとかナセノミコト等の語には伊呂杼（古、安寧）、那勢命（古、神）等の字が他に存して居り、また當時に於ては一般に兄や弟のことをセと言つたことはあつても、兄や弟の字をセと訓むことはあまりなかつた。[註四] 仁賢天皇紀六年の條に、言二於母亦兄於吾亦兄一此言二於嘉尼嘉是阿例尼嘉是一。と言ふ樣な割註が必要とされた所以である。斯く考へ來ると、前揭の如き用例に於ても兄・弟の字は、特に兩字が對照的に用ゐられてゐるときには、矢張りエ・オトと訓むべきであつたらう。從つて斯る立場に立てば、宣長の古訓古事記や從來の書紀寫本の訓み方は大いに改められ

ねばならぬ、と考へるのである。

然し若し假にさう訓まれてゐなかつたとしても、兄弟の字はエ・オトの語と同樣、同性同胞の間に於て、長幼の別を表すものとして、兄弟の間にも姉妹の間にも同樣に用ゐられてゐたこと、また前揭の沙本毗古王或は素戔嗚尊の場合を除いて、異性同胞の間では兄弟の字は絕對用ゐられてゐなかつたこと、之は確實である。

然らば異性同胞卽ち兄・妹關係或は姉・弟關係に於てはその長幼の別は如何樣に示されてゐるか。否、それよりも先に異性同胞を呼ぶのに一體如何なる言葉を一般に用ゐてゐたか。之が次の問題でなければならない。

註一 記傳一三二〇—二三頁。

註二 と言ふのは必ずしも血緣に結ばれた同胞でなくとも、伸間同志の間で勢力の大小等により之を兄・弟に見立てゝ言ふ場合も有り得るからである。古事記に須佐之男命の子孫たる大國主神と神產巢日神の子たる少名毘古那神とが御祖先の命ではあるが爲二兄弟一而。作二堅其國一とある如くである。伸間同志の關係がときに同胞關係に見立てられるのは、同胞關係そのものが、既に謂はゞ友人關係に近い性格を持つてゐるからである。此のことに關しては和辻博士の「人間共同體の諸構造」(思想第二二號—二一四)なる論文の「同胞的結合」の條を參照。

註三 弟のことをセと言つた例は古事記に天照大神が須佐之男命を我那勢命と呼ばれた例や、また須佐之男命が吾者大御神之伊邑勢者也と言はれた例がある。また年長者か年少者か分らぬが、兎に角男同胞をセと言つた例としては本文に紹介した仁賢天皇紀の兄がそれである。また萬葉では大伯皇女が御弟大津皇子を

吾勢柏乎　倭邊遣登　佐夜深而　鶏鳴露備　吾立所露之　(一〇五)

と歌つて居られる等その例は尠くはない。次註參照。

註四 萬葉でも僅かに次の樣な例があるに過ぎない。

不言問　木尙妹與兄　有云乎　直獨子爾　有之皆者　(一〇〇七)

今者吾者　指南與吾兄　瀬爲者　一夜一日毛　安毛無　（一九三六）
丹生乃河　瀬者不渡而　由久遊久登　戀痛吾弟　乞通來爾　（一三〇）

最初の歌の兄は男同胞の意、中のは夫の意、最後の弟は兄が弟に言つてゐるのである。

二　セとイモ

日本書紀（神代紀上）によれば、

於是。素戔嗚尊請曰。吾……欲ㇾ暫向二高天原一與ㇾ姉相見而後永退矣。……

天照大神……曰。吾弟之來豈以二善意一乎。……

素戔嗚尊對曰。吾……如不二與ㇾ姉相見一。吾何能敢去。是以……遠自來參。不ㇾ意阿姉翻起嚴顏。

とある。こゝでは姉に對する弟である。此のとき、姉の字は從來さう考へられて來た如くネ或はアネ、と訓んだであらうが、弟はオトと訓んだかセと訓んだか、右の記載では分らない。ところが古事記（上卷）によれば、

天照大神聞驚而詔。我那勢命之上來由者。

天照大神者。……告。……我那勢之命爲二如此一。……

爾速須佐之男命……答詔。吾者天照大御神之伊呂勢者也。……

とある。但し此の場合には天照大神に就ては分らないが、兎に角姉神に對する弟神はセと呼ばれてゐる。そこで萬葉の、御兄長皇子が御弟弓削皇子に對して詠まれた歌、

丹生乃河　瀬者下渡而　由久遊久登　戀痛吾弟　乞通來爾　（一三〇）

に於ける弟の字の訓み方を參照すれば、右の弟の字をセと訓むこと必ずしも無理ではない。斯くの如く姉に對する弟

がセと呼ばれてゐる例は萬葉集にも見出すことが出來る。卽ち、

吾勢枯乎　倭邊遣登　佐夜深而　鷄鳴露爾　吾立所霑之（一〇五）

である。之は詞書に「大津皇子竊下二伊勢神宮一上來時大伯皇女御作歌……」とある。皇女は御姉である。

次に兄・妹關係を見よう。兄・妹關係に於ても姉・弟關係に於けると同樣、女性の方から男性を呼ぶのに、セと言つてゐる。卽ち、萬葉の、大津坂上郎女が兄族人を思つて作つた歌に、

吾背子爾　戀者苦　暇有者　拾而將去　戀忘貝（九六四）

とある。また記紀の垂仁天皇の條には、

沙本毘賣命之兄沙本毗古王問二其伊呂妹一曰。孰愛二汝與一レ兄歟。（古事記）

兄狹穗彥王……語之曰。汝孰愛二夫與一レ兄歟。（日本書紀）

とある。此の沙本毗古と沙本毗賣とは同母兄妹である。[註一] 卽ち、右の妹は夫に對する妹でなく兄に對する妹である事は明らかであらう。此の兄といふ字は古來イロセ・イロエ・イロネ等と訓まれて來てゐるが、既に前節第三項に於て見た如く、セなる言葉はイモ或はモなる言葉と多く對をなして用ゐられるし、また前項に於て見た通り、兄なる字をセと訓むこと必ずしも無理ではない。して見ると、右の如き場合には、兄の字はセ或はイロセと訓むべきであらう。

兄・妹關係に於て兄がセであれば妹はイモでなければならない。

故此大國主神娶下……上生子。阿遲鉏高日子根神。次妹高比賣命。……故阿治志貴高日子根神者。忿而飛去之時。其伊呂妹。……（古事記上卷）

皇后日葉酢媛命生二三男二女一。第一曰二五十瓊敷入彥命一。……第三曰二大中姬命一。……（垂仁天皇紀十五年）……五十瓊敷命謂二妹大中姬命一曰。……（同八十七年）

右の例に於ては、兄といふ字は出てゐない。然し妹の字は兄に對する妹の意であることは明らかであらう。斯る例は

記紀を通じて、皇室の御系譜を記した條に極めて多く見られるのである。

右に見る如く、異性同胞間に於ける稱呼は、一般にセとイモが用ゐられてゐること、正に書紀仁賢天皇六年の條に「古者不レ言二兄弟長幼一女以レ男稱レ兄、男以レ女稱レ妹、……」とあるに合致するものと言へよう。然し之をもう少し細く言ふと姉・弟關係では、弟のセに對して姉のネ或はアネが用ゐられてゐる。異性同胞であつても姉をイモとは言はなかつた樣である。勿論同性同胞の場合や或は今日の用語法の如くに、オト或はオトウトとは言つてゐない。次に兄・妹關係に於ては、妹のイモに對して兄のセが用ゐられて居る。今日に於ける、アニといふ如き言葉は未だ用ゐられてゐない。ところで斯る用法の中に上代人の同胞感が窺へはしないか。卽ち、セとイモとの用例に就て既に前節に於て見たところを以て今の問題を推すに、極めて不難に理解出來る樣に思はれる。卽ち妹が兄をセと言ひ、兄が妹をイモと言ふのは、妹が兄に對する、又兄が妹に對する當然の態度を示すものであらう。また姉が弟をもセと言ふのは、異性同胞に於て、男性の方がたとへ年少であつても、女性は恰も兄に對するが如くに敬意を拂ふといふ事であらう。斯る事態が如何なる社會的事情に基くのであるかに就ては、こゝに深く考察する遑を持たないが、然し事態は、當時の男女の夫々の社會或は家族制度に於ける地位の相違卽ち、男性の優越といふ樣なことを物語るものではなからうか、然し、だからと言つて言葉通りに、所謂男尊女卑を意味するのではない。弟は兄が妹に對するが如くに姉に對するのではない。それは姉の事をイモと言はぬ、むしろ、後にも述べるであらうが、尊敬の意の籠つた稱呼たるネ或はアネの語を以てしてゐる事によつても分るであらう。

右に見たところは、異性同胞の間に於けるものであつたが、此等の言葉は、同性同胞の間に於ても用ゐられてゐるのである。例へば、先にも述べた

丹生乃河　瀨者不渡而　由久遊久登　戀痛吾弟（セ）　乞通來爾

の弟の字をセと訓むとすれば、之は兄が弟をセと言つた例である。弟が兄を言つた例は見當らない。次に姉が妹をイ

モと言ふ例としては、

外居前　戀者苦　吾妹子乎　次相見六　事計爲與　（七五六）

白雲之　多奈引山之　高々二　吾念妹乎　將見因毛我毛　（七五八）

何　時爾加妹乎　牟具良布能　磯屋戸爾　入將座　（七五九）

がある。之はその詞書によれは「大伴田村家之大嬢贈二妹坂上大嬢一歌」とあり、猶ほ兩女を説明して「右田村大嬢坂上大嬢并是右大辨大伴宿奈麻呂郷之女也。……但妹坂上大嬢者……干時姉妹諸問以歌贈答」とある。妹から姉を言ふに用ゐてゐる例はない。

以上見て來たところは、同性にせよ異性にせよ、兄弟姉妹の誰かを特定してセと言ひ、イモと言つた例であるが、猶此等の用法とは別に、てうど英語の brothers とか sisters とかが男同胞或は女同胞を表すと同様な用法がある。即ち

言不問　木尙妹與兄　有言乎　直獨子爾　有之苦者　（一〇〇七）

之は詞書に「市原王悲二獨子一歌」とある如く、王が御同胞のないのを悲しんで詠まれた歌である。此の外、萬葉には……都麻能美許登母……奈氣可須良牟曾　伊母毛勢母　和可伎　兒等毛波　乎知許知爾　佐和吉奈久良牟……（三九六二）

とある。此の用法は、父がその子供達を「男の子も女の子も」と言ふ氣持で呼んだ言葉であらう。然し、此の場合は、男の子と女の子とを向ひ合はせることによつてイモ・セと呼んでゐるのである。之に對して市原王の妹與兄は木或は御自分を中心として、その女同胞或は、その男同胞といふ用ゐ方なのである。

兎に角、セとイモの語には斯る種々の用法があるのであるが、斯る用法は、思ふに、既に考察した如き夫妻並に異性同胞關係に於ける用法から轉じて來たものであらう。從つて、それはセと言ひイモと言ふも、そのときには既に此

の語に含められてゐた當初の、敬・愛・美稱的意義は消失し、後世に於けるが如き單なる稱呼と化して行く、さう云ふ過程の上にあつたものと見なくてはならぬであらう。

（未完）

註一　開化天皇記、並に垂仁天皇紀四年の條參照。

前號目次

文藝特に小說の根源的構造（承前）……文學博士　植田壽藏

我が國上代に於ける家族道德思想の研究（一家族名稱を手懸りとせる）……文學士　木村俊夫

聖アウグスチヌスに於ける同心の問題（承前）……文學士　山田晶
（確實性の探究（自覺の知的面））